

## 資 料

# 日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）<sup>1)</sup>

—平成27（2015）～57（2045）年—

鈴木透・小池司朗・菅桂太・鎌田健司・小山泰代・貴志匡博・  
大泉嶺・西岡八郎<sup>2)</sup>・江崎雄治<sup>3)</sup>・山内昌和<sup>4)</sup>

### はじめに

国立社会保障・人口問題研究所では、新たな地域別の将来人口推計を行った。この推計は、市区町村別に将来人口を推計したものである。ただし、福島県においては平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響は甚大で、市区町村別の人口の動向および今後の推移を見通すことが依然としてきわめて困難な状況にあり、県全体について将来人口を推計した。

この新しい推計の結果は、国立社会保障・人口問題研究所がすでに公表した「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）（以下、「全国推計」とする）による男女・年齢別推計人口の値と合致する。

以下、この新しい推計の概要を報告する。なお、本推計で用いた「人口動態統計」の集計結果には、統計法第32条・第33条に基づき調査票情報を二次利用したものが含まれている。

## I 推計方法の概要

### 1. 推計期間

推計期間は、平成27（2015）年～57（2045）年まで5年ごとの30年間とした。

### 2. 推計の対象となる地域

本推計の対象とした地域は、平成30（2018）年3月1日現在の1県（福島県）および1,798市区町村（東京23区（特別区）および12政令指定都市の128区と、この他の766市、713町、168村）である。12政令指定都市は北海道札幌市、宮城県仙台市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市であり、これら政令指定都市に

1) 本稿は、平成30（2018）年3月30日に公表した資料のうちの概要に基づいている。ただし、紙幅の都合で概要に収められた図表は大幅に削除した。本推計の結果の詳細は研究所のHP（<http://www.ipss.go.jp>）をご覧いただきたい。

2) 早稲田大学人間総合研究センター

3) 専修大学文学部

4) 早稲田大学教育・総合科学学術院

については区を単位として将来人口を推計し、区別の将来人口の合計を市の将来人口とした。上記以外の政令指定都市については、推計に必要な区別のデータを時系列で得ることが困難であるため、市を単位として将来人口を推計した。

福島県については、上述したように、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響は甚大で、市町村別の人口の動向および今後の推移を見通すことが依然としてきわめて困難な状況にあり、県全体について将来人口を推計した。

### 3. 推計方法

5歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法を用いた。コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法であり、5歳以上の人口推計においては生残率と移動率の仮定値が必要である。一方、コーホート要因法による0-4歳人口の推計においては生残率と移動率に加えて出生率および出生性比に関する仮定値が必要である。しかしながら、市区町村別の出生率は年による変動が大きいことから、子ども女性比および0-4歳性比の仮定値によって推計した。したがって、本推計においては、(1)基準人口、(2)将来の生残率、(3)将来の移動率、(4)将来の子ども女性比、(5)将来の0-4歳性比、が必要となる。

なお、上記の方法により各地域別に推計値を求めた後、福島県を含む市区町村別・男女・年齢別推計人口の合計が、「全国推計」による男女・年齢別推計人口の値と一致するよう一律補正を行ったものを、最終の推計結果とした。

### 4. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、「国勢調査報告」（総務省統計局）による平成27（2015）年10月1日現在、市区町村別、男女・年齢（5歳階級）別人口（総人口）である。ただし、福島県については、上述の理由により全県での推計を行うため、福島県の男女・年齢（5歳階級）別人口（総人口）を基準人口に用いた。双方とも、平成27年国勢調査の参考表として公表されている「年齢・国籍不詳をあん分した人口」を用いている。

### 5. 将来の生残率

生残率の仮定値設定では「全国推計」から得られる全国の男女・年齢別生残率を利用した。ただし、生残率には明らかな地域差が存在するため、次のように仮定値を設定した。

55-59歳→60-64歳以下の生残率については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し、それを各都道府県に含まれる市区町村の仮定値とした。具体的には、まず、平成22（2010）年及び平成27（2015）年の都道府県別生命表（厚生労働省）を用いて、平成22（2010）～27（2015）年の都道府県別、男女・年齢別生残率を計算した。次に、この都道府県別、男女・年齢別生残率と都道府県別生命表による全国の生残率との相対的較差を計算し、平成52（2040）～57（2045）年の全国値との相対的較差が、平成22（2010）～27（2015）年における相対的較差の2分の1となるよう直線的に減少させた。その上で、この相対的較差と「全国推計」から得られる全国の男女・年齢別生残率を利用して、将来の生残率を設定した。

60-64歳→65-69歳以上の生残率については、同じ都道府県に属する市区町村間においても生残率の差が大きく、将来人口推計に対して生残率がおよぼす影響も大きくなるため、都道府県とそれに含まれる市区町村の較差を利用して生残率の仮定値を設定した。具体的には、まず、平成12（2000）年から平成22（2010）年の「市区町村別生命表」（厚生労働省）から平成12（2000）～22（2010）年の市区町村別、男女・年齢別生残率を計算し、これと平成12（2000）～22（2010）年の「都道府県別生命表」（厚生労働省）から計算される当該市区町村が所属する都道府県の男女・年齢別生残率との較差を計算し、平成52（2040）～57（2045）年まで一定とした。この上で都道府県別に将来の生残率を55-59歳→60-64歳以下と同じ方法で設定し、先に計算した将来の都道府県と市区町村の生残率の較差をもとに、市区町村別の将来の生残率を設定した。

## 6. 将来の移動率

本推計では、将来の人口移動に関して、転出数と転入数に分けて推計を行った。転出数の推計には男女年齢別転出率の仮定値、転入数の推計には男女年齢別配分率の仮定値をそれぞれ用いた。転出率は地域別人口に占める域外への転出数の割合、配分率は全国の転入数に占める地域別の転入数のシェアを表す。以下では、転出率および配分率を総称して移動率と表現する。

地域別・男女年齢別の人口移動傾向は、一時的な要因によって大きく変化することがあるため、一定の規則性をみいだすことが難しい。そこで原則として、平成22（2010）～27（2015）年に観察された地域別の人口移動傾向が平成52（2040）～57（2045）年まで継続すると仮定した。男女年齢別転出率については、平成22（2010）～27（2015）年の値を平成52（2040）～57（2045）年まで一定として仮定値を設定した。一方配分率については、平成22（2010）～27（2015）年の値をベースとし、推計期間中における推計対象地域の人口規模の変化や転入元となる他地域の人口分布の変化を考慮する形で、平成52（2040）～57（2045）年までの仮定値を設定した。なお配分率に乗ずる全国の転入数は、55-59歳→60-64歳以下においては「全国推計」による人口から各地域に生残する人口の合計値を引いた値、60-64歳→65-69歳以上においては各地域の転出率の仮定値により推定した全国の転出数とした。

ただし、平成22（2010）～27（2015）年の移動率が、平成17（2005）～平成22（2010）年以前に観察された移動率から大きく乖離している地域については、平成22（2010）年以前の国勢調査などにより過去の趨勢等を総合的に勘案して算出した仮定値を設定した。また、平成27（2015）年の国勢調査後の人口移動傾向が平成22（2010）～27（2015）年の人口移動傾向から大きく乖離している地域については、国勢調査後の動向を反映させた仮定値を設定した。このほか、移動率の動きが不安定な人口規模の小さい地域においては、平成7（1995）～平成27（2015）年の4期間の人口移動傾向をもとに算出した転出率および配分率の仮定値を設定した。

## 7. 将来の子ども女性比

将来の子ども女性比の仮定値設定では、「全国推計」において算出された全国の平成57（2045）年までの男女・5歳階級別人口を利用した。具体的には、各市区町村の子ども女

性比には市区町村間で明らかな差が存在するため、平成27（2015）年の全国の子ども女性比と各市区町村の子ども女性比との相対的較差（比）をとり、その値を平成32（2020）年以降平成57（2045）年まで一定として市区町村ごとに仮定値を設定した。福島県についても同様に仮定を設定した。ただし、平成27（2015）年の子ども女性比が過去の趨勢から大きく乖離している場合には、平成12（2000）年から平成27（2015）年の各年次の相対的較差の推移を検討し、この間の相対的較差の平均値等を一定として市区町村ごとに仮定値を設定した。

## 8. 将来の0-4歳性比

「7. 将来の子ども女性比」により将来の0-4歳人口が推計されるが、これを男女の別に振り分けるためには、将来の0-4歳性比の仮定値が必要となる。

これについては、「全国推計」により算出された全国の平成32（2020）年以降平成57（2045）年までの0-4歳性比を各年次の仮定値とし、全地域の0-4歳推計人口に一律に適用した。

## II 都道府県別にみた推計結果の概要

### 1. 42道府県で平成27（2015）年以後の総人口は一貫して減少し、すべての都道府県で平成42（2030）年以後の総人口は一貫して減少する。

先に公表された「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）（以下、「全国推計」）によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く。平成22（2010）年から平成27（2015）年の都道府県別の総人口の推移をみると、39道府県で総人口が減少している。今回の推計によれば（表1；表2；表3）、総人口が減少する都道府県は今後も増加を続け、平成27（2015）年から平成32（2020）年にかけては42道府県、平成32（2020）年から平成37（2025）年及び平成37（2025）年から平成42（2030）年にかけては東京都及び沖縄県を除く45道府県で総人口が減少する。平成42（2030）年から平成47（2035）年からは、すべての都道府県で総人口が減少するようになる。

表1 都道府県別人口の推移

順位	(1,000人)					
	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	127,095	全国	119,125	全国	106,421
1	東京都	13,515	東京都	13,883	東京都	13,607
2	神奈川県	9,126	神奈川県	8,933	神奈川県	8,313
3	大阪府	8,839	大阪府	8,262	大阪府	7,335
4	愛知県	7,483	愛知県	7,359	愛知県	6,899
5	埼玉県	7,267	埼玉県	7,076	埼玉県	6,525
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	福井県	787	福井県	710	山梨県	599
44	徳島県	756	徳島県	651	徳島県	535
45	高知県	728	島根県	615	島根県	529
46	島根県	694	高知県	614	高知県	498
47	鳥取県	573	鳥取県	516	鳥取県	449

表2 平成27（2015）年の総人口を100としたときの指数でみた総人口

順位	平成27年(2015) = 100			
	平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	93.7	全国	83.7
1	東京都	102.7	東京都	100.7
2	沖縄県	102.5	沖縄県	99.6
3	愛知県	98.3	愛知県	92.2
4	神奈川県	97.9	神奈川県	91.1
5	埼玉県	97.4	埼玉県	89.8
⋮	⋮		⋮	
43	福島県	85.4	福島県	68.7
44	山形県	85.2	高知県	68.4
45	高知県	84.4	山形県	68.4
46	青森県	82.3	青森県	63.0
47	秋田県	79.6	秋田県	58.8

表3 人口が減少する都道府県数

平成22(2010) ～27(2015)年	平成27(2015) ～32(2020)年	平成32(2020) ～37(2025)年	平成37(2025) ～42(2030)年	平成42(2030) ～47(2035)年	平成47(2035) ～52(2040)年	平成52(2040) ～57(2045)年
39	42	45	45	47	47	47

注) 平成22(2010)～27(2015)年は実績

## 2. 今後も東京都と周辺県の総人口が全国の総人口に占める割合は増大する。

平成27(2015)年の国勢調査によると、全国の総人口に占める割合が最も大きかったのは東京都(10.6%)、ついで神奈川県(7.2%)、大阪府(7.0%)の順である。今回の推計によれば、全国の総人口に占める割合は、東京都や神奈川県では今後徐々に増大するが、大阪府では概ね横ばいで推移し、平成57(2045)年には東京都(12.8%)、神奈川県(7.8%)、大阪府(6.9%)となる。

地域ブロック別にみると(表4)、平成27(2015)年に全国の総人口に占める割合が最も大きかったのは南関東で、28.4%であった。南関東の総人口が全国の総人口に占める割合は今後も上昇し、平成57(2045)年には31.9%に達する。一方で、南関東以外の地域ブロックの総人口が全国の総人口に占める割合は横ばいないしは減少となる。

表4 全国の総人口に占める各地域ブロックの総人口の割合

ブロック	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	4.2	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.8
東北	7.1	6.9	6.7	6.5	6.3	6.1	5.8
関東	33.8	34.4	34.9	35.4	35.8	36.4	36.9
北関東	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	5.0
南関東	28.4	29.0	29.6	30.1	30.7	31.3	31.9
中部	16.9	16.8	16.8	16.7	16.7	16.7	16.6
近畿	17.7	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.3
中国	5.9	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7
四国	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
九州・沖縄	11.4	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3

地域区分

北海道：北海道 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 北関東：茨城県、栃木県、群馬県  
 南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 中部：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県  
 近畿：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 3. 0-14歳人口および0-14歳人口割合はすべての都道府県で減少傾向。

「全国推計」によれば、全国の0-14歳人口は低い出生率のもとで今後減少を続ける。今回の推計によれば、今後すべての都道府県で0-14歳人口が減少する。

また、0-14歳人口が各都道府県の総人口に占める割合をみると(表5)、平成27(2015)年から平成47(2035)年まですべての都道府県で低下する。0-14歳人口の割合は他の年齢別人口の推移に影響されるため、平成47(2035)年から平成52(2040)年にかけて7府県、平成52(2040)年から平成57(2045)年にかけて2県で0-14歳人口の割合は微増となる。平成57(2045)年時点で、0-14歳人口の割合が最も大きいのは沖縄県(15.3%)、最も小さいのは秋田県(7.4%)である。



4. 15-64歳人口および15-64歳人口割合は平成37（2025）年以後すべての都道府県で減少する。

「全国推計」によれば、全国の15-64歳人口は今後一貫して減少する。今回の推計によれば、15-64歳人口は東京都を除く46道府県で今後一貫して減少し、平成37（2025）年からは東京都を含むすべての都道府県で15-64歳人口は減少する。

また、15-64歳人口が各都道府県の総人口に占める割合は（表6）、他の年齢別人口の推移に影響されるため、平成32（2020）年から平成37（2025）年の東京都と大阪府で15-64歳人口割合が僅かに増えるものの、各都道府県とも全般的に減少傾向で推移する。平成57（2045）年時点で、15-64歳人口の割合が最も大きいのは東京都（59.0%）、最も小さいのは秋田県（42.5%）である。

表5 0-14歳人口の割合

順位	（%）					
	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	12.5	全国	11.1	全国	10.7
1	沖縄県	17.3	沖縄県	16.0	沖縄県	15.3
2	滋賀県	14.5	滋賀県	12.9	熊本県	12.6
3	佐賀県	14.0	佐賀県	12.9	滋賀県	12.5
4	愛知県	13.7	熊本県	12.8	佐賀県	12.5
5	宮崎県	13.6	宮崎県	12.5	広島県	12.0
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	高知県	11.5	高知県	10.1	岩手県	9.2
44	青森県	11.4	福島県	10.1	福島県	9.2
45	北海道	11.3	北海道	9.7	北海道	9.0
46	東京都	11.3	青森県	9.3	青森県	8.2
47	秋田県	10.4	秋田県	8.5	秋田県	7.4

表6 15-64歳人口の割合

順位	（%）					
	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	60.8	全国	57.7	全国	52.5
1	東京都	66.0	東京都	64.7	東京都	59.0
2	神奈川県	63.6	神奈川県	60.8	愛知県	55.1
3	沖縄県	63.0	愛知県	60.6	神奈川県	54.1
4	埼玉県	62.6	大阪府	59.7	埼玉県	53.5
5	愛知県	62.5	埼玉県	59.6	沖縄県	53.3
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	宮崎県	56.9	長崎県	51.8	山形県	47.4
44	山口県	55.8	青森県	51.6	山梨県	47.2
45	秋田県	55.8	宮崎県	51.2	福島県	46.6
46	高知県	55.6	鹿児島県	50.8	青森県	45.0
47	島根県	55.1	秋田県	48.5	秋田県	42.5

5. 65歳以上人口は平成32（2020）年まで全都道府県で増加し、その後は減少県<sup>5)</sup>も出現するが、大都市圏や沖縄県では大幅に増加する。

「全国推計」によれば、全国の65歳以上人口は当面は増加傾向が続く。今回の推計によれば、65歳以上人口は平成27（2015）年から平成32（2020）年にかけてすべての都道府県で増加する。平成57（2045）年の段階で65歳以上人口の規模が大きいのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県など大都市圏に属する都道府県である（図1）。平成57（2045）年の65歳以上人口を、平成27（2015）年の値を100としたときの指数で見ると、指数が130以上、すなわち平成27（2015）年から平成57（2045）年にかけて65歳以上人口が30%以上増加するのは東京都、神奈川県、沖縄県である（図2）。

総人口の減少に伴い、65歳以上人口も増加から停滞ないし減少に転じる都道府県が増える。平成27（2015）年以降平成57年（2045）年までの間に65歳以上人口が最大となる年次をみると、平成52（2040）年が17道府県で最も多く、平成37（2025）年が13県の順になっている（表7）。平成27（2015）年の値を100としたときの平成57（2045）年の65歳以上人口の指数が100未満になるのは12県であり、これら12県では平成57（2045）年の65歳以上人口が平成27（2015）年を下回る（図1）。

5) 減少県とは、5年前より総人口が減少した都道府県の数のこと。

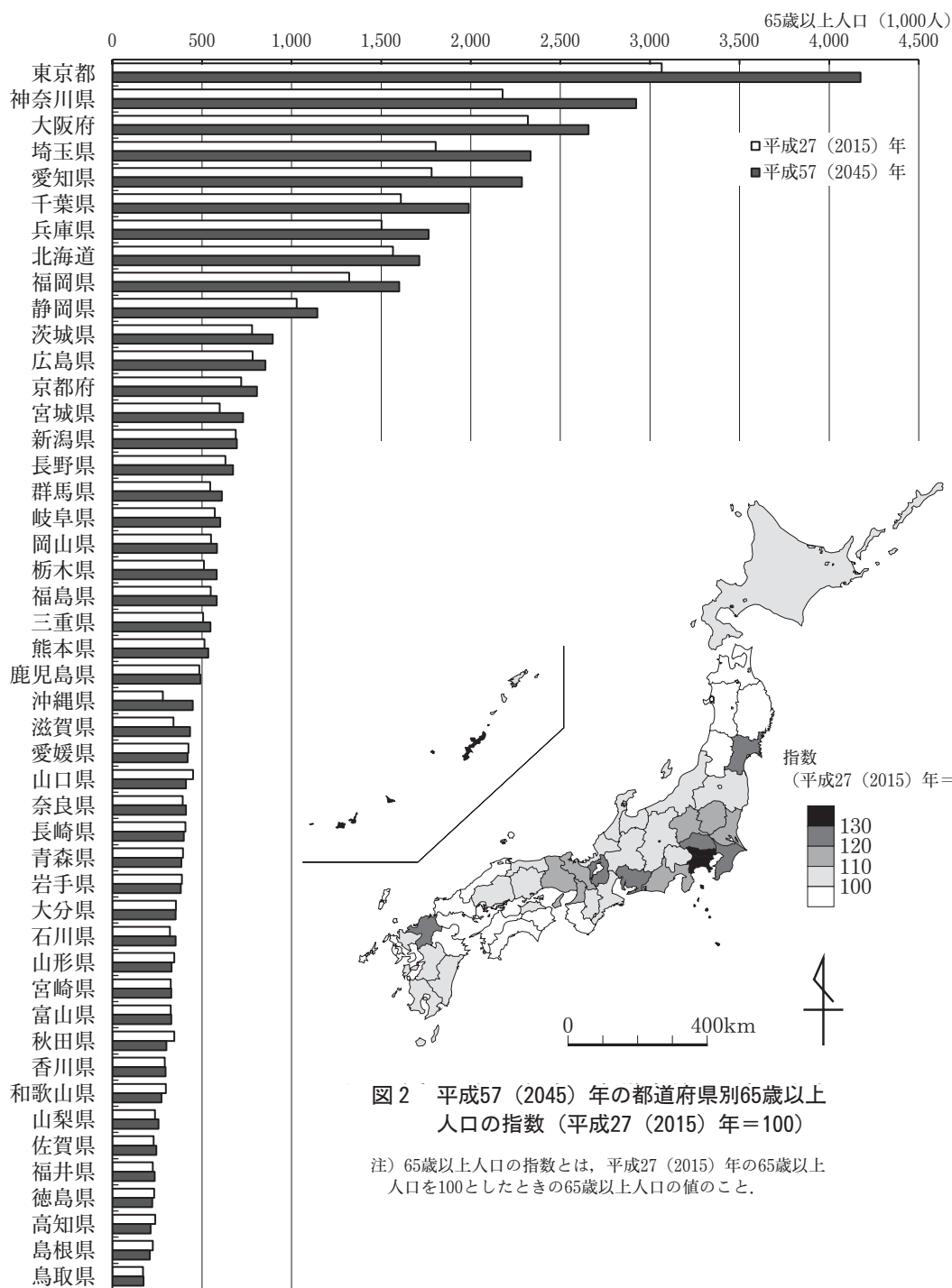


図2 平成57 (2045) 年の都道府県別65歳以上人口の指数 (平成27 (2015) 年=100)

注) 65歳以上人口の指数とは、平成27 (2015) 年の65歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこと。

図1 平成27 (2015) 年と平成57 (2045) 年の都道府県別65歳以上人口

表7 平成27（2015）年以降で65歳以上人口が最大となる年次別都道府県数

平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
0	7	13	1	0	17	9

6. 平成57（2045）年にはすべての都道府県で65歳以上人口割合が3割を超える。

65歳以上人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後一貫して増加する。65歳以上人口割合が30%を超える都道府県は平成27（2015）年は13県だが、平成42（2030）年には40道府県で30%を超え、平成57（2045）年には全都道府県で65歳以上人口割合が30%を超える（表8）。平成57（2045）年に65歳以上人口割合が最も大きいのは秋田（50.1%）であり、最も小さいのは東京都（30.7%）である。大都市圏に属する都府県や沖縄県では平成27（2015）年から平成57（2045）年にかけて65歳以上人口が急増するが、65歳以上人口割合は相対的に低い水準にとどまる（図2）。

表8 65歳以上人口の割合

(%)

順位	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	26.6	全国	31.2	全国	36.8
1	秋田県	33.8	秋田県	43.0	秋田県	50.1
2	高知県	32.9	青森県	39.1	青森県	46.8
3	島根県	32.5	高知県	37.9	福島県	44.2
4	山口県	32.1	山形県	37.6	岩手県	43.2
5	徳島県	31.0	福島県	37.5	山形県	43.0
∴	∴		∴		∴	
43	滋賀県	24.2	滋賀県	28.7	福岡県	35.2
44	神奈川県	23.9	神奈川県	28.3	滋賀県	34.3
45	愛知県	23.8	愛知県	27.3	愛知県	33.1
46	東京都	22.7	沖縄県	26.1	沖縄県	31.4
47	沖縄県	19.7	東京都	24.7	東京都	30.7

Ⅲ 市区町村別にみた推計結果の概要

将来人口を市区町村別にまとめるにあたり、区別に推計を実施した12政令指定都市（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）については市を単位とし、東京23区は区を単位とした。「Ⅲ. 市区町村別にみた推計結果の概要」で対象となる市区町村は2018年3月1日現在の1,682市区町村（778市、東京23区、713町、168村）であり、県全体について将来人口を推計した福島県内の市町村は含まない。

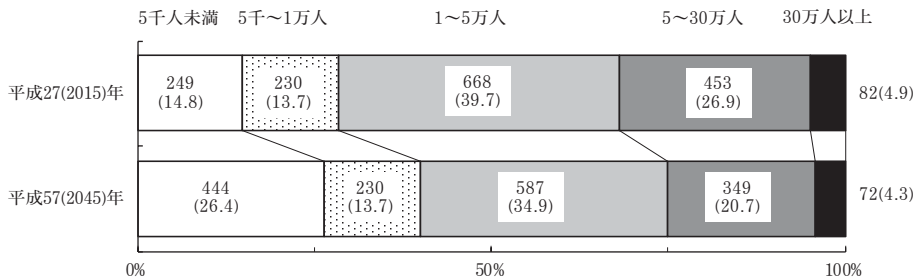
1. 平成57（2045）年には、4分の1以上の市区町村で総人口が5千人未満になる。

先に公表された「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位推計）（以下、「全国推計」）によれば、わが国の総人口は今後長期の減少過程に入る。今回の推計によれば、多くの市区町村で総人口が減少するため、総人口が5千人未満の市区町村が顕著に増加する（図3）。



総人口の規模別に市区町村数の変化をみると、平成27（2015）年から平成57（2045）年にかけて、総人口が5万人以上の市区町村は535から421に減少する。他方で、総人口が5万人未満の市区町村は1,147から1,261に増加する。しかし、その内訳をみると、総人口が5千人以上5万人未満の市区町村は898から817へ減少するのに対し、総人口が5千人未満の市区町村は249から444へ1.8倍増となる。その結果、総人口が5千人未満の市区町村の全市区町村に占める割合は、平成57（2045）年には、平成27（2015）年の14.8%から26.4%へと11.6ポイント上昇する。

図3 平成27（2015）年と平成57（2045）年における総人口の規模別にみた市区町村数と割合



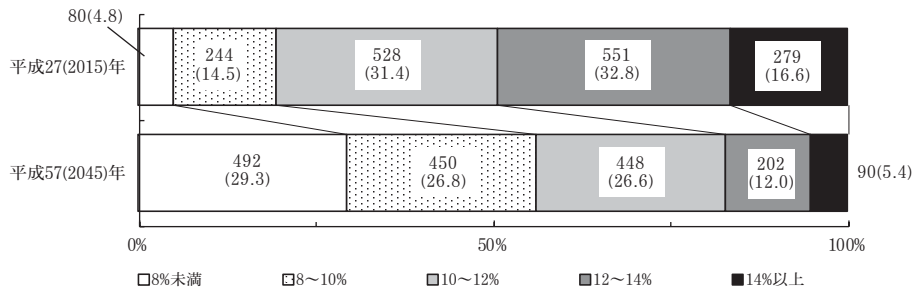
注1) グラフ中の数字は市区町村数，カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合（％）。  
 注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

2. 平成57（2045）年には、0-14歳人口割合10%未満の市区町村が2分の1を超える。

「全国推計」によれば、全国の0-14歳人口が総人口に占める割合は平成27（2015）年の12.5%から平成57（2045）年の10.7%へ低下する。

今回の推計によれば（図4），平成27（2015）年から平成57（2045）年にかけて0-14歳人口割合が低下するのは1,611市区町村（全市区町村の95.8%）である。この間に、0-14歳人口割合10%未満の市区町村は324（19.3%）から942（56.0%）へ増加するのに対し、0-14歳人口割合14%以上の市区町村は279（16.6%）から90（5.4%）へ減少する。

図4 平成27（2015）年と平成57（2045）年における0-14歳人口割合別市区町村数と割合



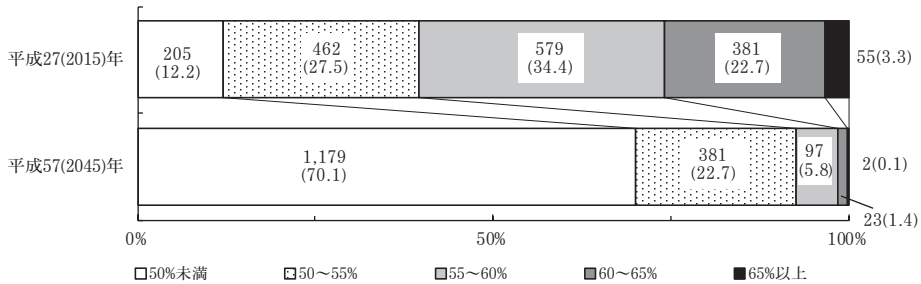
注1) グラフ中の数字は市区町村数，カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合（％）。  
 注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

3. 平成57（2045）年には、15-64歳人口割合50%未満の市区町村が7割を超える。

「全国推計」によれば、全国の15-64歳人口が総人口に占める割合は平成27（2015）年の60.8%から平成57（2045）年の52.5%へ低下する。

今回の推計によれば（図5）、平成27（2015）年から平成57（2045）年にかけて15-64歳人口割合が低下するのは1,674市区町村（全市区町村の99.5%）である。この間に、15-64歳人口50%未満の市区町村は実数では205から1,179へ5.8倍、割合では12.2%から70.1%へ57.9ポイント増となるのに対し、15-64歳人口割合60%以上の市区町村は436（25.9%）から25（1.5%）へ減少する。

図5 平成27（2015）年と平成57（2045）年における15-64歳人口割合別市区町村数と割合



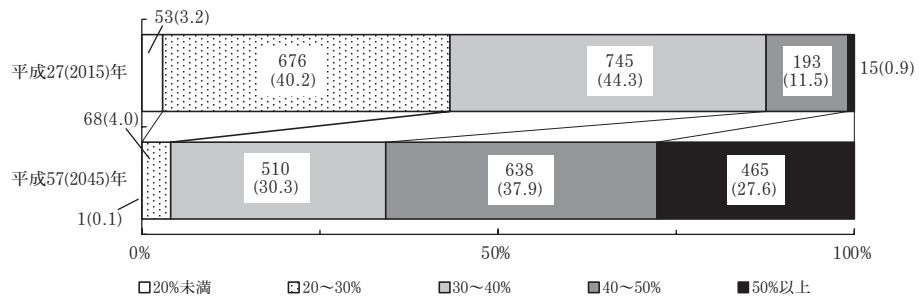
注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合（％）。  
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

4. 平成57（2045）年には、65歳以上人口割合50%以上の市区町村が約3割となる。

「全国推計」によれば、全国の65歳以上人口が総人口に占める割合は平成27（2015）年の26.6%から平成57（2045）年の36.8%へ上昇する。

今回の推計によれば（図6）、平成27（2015）年から平成57（2045）年にかけて65歳以上人口割合が上昇するのは1,671市区町村（全市区町村の99.3%）である。この間に、65歳以上人口割合50%以上の市区町村は15（0.9%）から465（27.6%）に増加するのに対し、65歳以上人口割合30%未満の市区町村は729（43.3%）から69（4.1%）となる。

図6 平成27（2015）年と平成57（2045）年における65歳以上人口割合別市区町村数と割合



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合（％）。  
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。